



小杉庁舎跡地 & 小杉体育館 の存続を求めます。

11月に開いた意見交換会に90人
ここで出された意見を踏まえて
12月4日、市長に申し入れをしました



「小杉庁舎跡地に子どもの教育観がまるで違う受験本位の私立小学校が来るなんて納得できない」、「新聞で初めて知り驚いています」、「利用率が市内でも一番の体育館を廃止するのは反対です」、「公共施設の統廃合については、市民の意見をよく聞いて進めるべきだ」などなど、多くのご意見をいただきました。

小杉体育館は存続を

生涯スポーツの拠点としての機能を十分に発揮し、市内随一の利用率です。健康づくりにも貢献しています。

市民の意見を聞いて進めるよう 求めます

市の説明会では「最良の策」、「ご理解を」と、返ってくるのは同じ言葉ばかり。
市民の意見は頭から聞こうとしていない姿がみえて、残念でしかたがなかった。
(中太閤山・女性)


小杉庁舎跡地の報道で、住民の申し入れに市が「より良い形にしたい」と言っていたと思ったら、間もなくして「片山学園と協定」？ 市は強引さがすぎる。
(戸破・男性)

小杉庁舎跡地は
若い世代を中心に、幅広い世代の
生涯学習・生涯スポーツの拠点に

射水市庁舎跡地等検討委員会の「提言」より

2-4 小杉庁舎跡地等

小杉庁舎跡地・建物の概況



| | |
|------------------|----------|
| 庁舎敷地概要 | |
| 敷地面積 | 18,036㎡ |
| 用途地域 | 第二種住居地域 |
| 容積率/建ぺい率 | 200%/60% |
| 庁舎建物概要 | |
| 昭和51年3月建築(37年経過) | |
| 鉄筋コンクリート造、地上4階建 | |
| 庁舎本館延床面積 | 4,500㎡ |

【利活用の方角性】

若者の交流と周辺公共施設の機能集約を含めた生涯学習・生涯スポーツの拠点

「小杉駅を境んで大学や専門学校等の学術機関が立地しているほか、文化・スポーツ施設なども多く立地しており、とりわけ若い世代の交流人口割合が高いことから、小杉庁舎跡地等は、そうした若い世代を中心とした交流拠点として利活用するとともに、あわせて周辺公共施設等の機能を集約した幅広い世代の生涯学習や生涯スポーツの拠点として、民間活力の導入も視野に入れながら利活用することが妥当と考えられる。

なお、若い世代については、単に学生だけでなく子育て世代や起業家など幅広い観点で捉えることが望ましい。

【具体的な活用法】

- ・市内教育機関の学学連携、進学連携の基盤・交流拠点 (共同講義、オープンカレッジ等)
- ・若者フリースペースの設置 (イベント企画、実験の場として)
- ・民間活力を導入した商業用拠点、生涯学習・生涯スポーツ施設
- ・起業家や小規模事業者 (商工団体等) のためのオフィス空間 など

この「提言」は、市の諮問をうけ、学者や地域審議会、商工会議所・商工会、社会福祉協議会、老人クラブ、母親クラブ、PTA連絡協議会、青年会議所、一般公募のみなさん18名が、10カ月かけ6回の会議を経てまとめた結論です。(2013年5月20日に「提言」)

小杉庁舎は住民共有の財産です。
民間『売却』に反対です。
跡地は住民の集う場に。

小杉地域の交流拠点を考える会
(連絡先：土井 090-8704-5004)
ご意見をお寄せください。

小杉地域の交流拠点を考える会
2015年12月 (連絡) 土井 090-8704-5004

私たちの主張は立て看板にして旧町内のあちこちに掲示しました。
(多くの方の募金に感謝申し上げます)

「小杉庁舎は片山学園に」という市の方針

庁舎跡地のような市の財産を
公募（競争入札）によらず
相手を特定して随意契約で売り渡すことを
地方自治法は禁じています。

「小杉地域の交流拠点を考える会」が指摘した、小杉庁舎跡地の一方的な方針とその手法は、法律違反の疑いが強いことが明らかになりました。

これは、12月議会でも市議会の質問に答える中で、浮き彫りになったものです。市は今年度中に片山学園と立地に関する基本協定を締結する方針を明らかにしています。

「法令から逸脱していないか」との質問に対する市側の答弁は「処分手続き前だから、法令違反ということは当たらない」「つまり、まだ実行していないから…」というものでした。

また、「文教ゾーンにふさわしい施設を公募すべきではないか」という質問に対しては

「他に要望は聞いてない。公募してもでてこない」というものです。「だから公募せず随意契約」というのなら、明らかに法令違反です。

市が「私立小学校の立地は当然の活用案」と考えているから、「法令は関係ない」とは、言えません。

その考えに基づく手法が法令に違反しています。

小杉庁舎は言うまでもなく市民全体の財産です。庁舎でなくなった後こそそうです。

その処分は、何より公正でなくてはなりません。公募もせず、特定の業者に売り渡したり、貸し付けたりしてはいけません。

市長の恣意的な処分は許されないと、地方自治法（第234条など）がそれを諫（いさ）めています。市民から負託されているのは、公正・公平性の確保が前提であり、「これからの逸脱する」とは認めてはいけません。



疑問もいっしょに

なぜ突然に「私立小学校の立地」？

「私立小学校誘致」―このような要望は住民側からは出ていません。

また、これまで市議会でも議論されたことがないと聞く。市の計画（新総合計画）にもありませんでした。

いまでも歌の森運動公園の駐車場は不足していると認めているのに……？

運動公園に駐車場60台分を増設するという。でも、なぜ？「いまでも駐車場が不足しているから」というのが市の説明らしい。それなのに、駐車場を補完している小杉庁舎はなぜ……？

「耐震性がないから」というけど……

小杉庁舎は耐震性がないから取り壊す。そして、小杉庁舎に代わって小杉社会福祉会館に周辺施設を集約していくという。

でも、小杉社会福祉会館も耐震化が必要なんだけど……？